# 基本目標２　あたたかなつながりのある地域・ひとづくり

## （７）地域福祉




### これまでの取り組み

①家族規模の縮小化や一人ひとりの生活のあり方の多様化により、家族での支え合いや地域のつながりが従来よりも希薄となっている状況において、高齢世帯の増加や子育て家庭の孤立、虐待の発生などの地域課題に対して、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが困難になっています。

②このような地域社会の変化に対応するため、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体等と行政がこれまで以上に連携・協力することが求められています。

③町では、第３期江差町地域福祉計画（平成 24 年度（2012）～平成 28 年度（2016））、第４期江差町地域福祉計画（平成 29 年度（2017）～令和３年度（2021））を策定し、協働によるすべての住民がともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりを進めています。

④第４期江差町地域福祉計画と対となる「実践計画」については、江差町社会福祉協議会が主体的に策定し、施策の推進・促進を担っています。

⑤平成 30 年（2018）に江差町社会福祉協議会への委託により「江差町成年後見支援センター」が開設されており、権利擁護や成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

**◇成果指標**

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和６年度） |
|---|---|---|
| 町内会加入率 | 70.0%<br>(3,005/4,321 世帯) | 72.0% |
| 民生委員・児童委員・主任児童委員の充足 | 民生委員・児童委員 31 人<br>主任児童委員２人 | 同左<br>同左 |

### 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 公的な制度による福祉サービス（公助）と、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を生かして活動していく（共助）、隣近所に住む人や友人などによる支え合い・助け合い（互助）の構築を推進・促進する必要があります。

■継続的な課題

- 共働き世帯の増加による子育てにかかる負担感の増加、認知症高齢者の増加など、世帯構造の変化に伴い、地域による見守りやつながりの重要性が増加しています。
- 長期にわたり避難を要する災害の際には、地域で助け合うことが不可欠であるため、見守り支援体制を維持していく必要があります。
- 認知症や障がいにより、財産が侵害されるケースもあるため、支援の必要があります。

## 基本方針

❶人口減少・少子高齢化に伴い、地域の助け合い、見守り合いの重要性はますます高まります。関係団体と連携しながら、地域のことを「自分たちごと」とするネットワークづくりに取り組みます。

❷判断力が低下した方が、不当に財産を脅かされることがないよう、成年後見制度等の適切な運用を行います。

## 具体的な施策

●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 包括支援体制の充実 | ■自助・互助・共助の普及促進 |

■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 地域福祉の意識づくり | ■地域福祉の重要性に関する普及・啓発活動の推進<br>■世代をつなぐ交流機会づくり、交流会への参加<br>■子どもたちにボランティア意識を醸成する地域での取り組み |
| 地域福祉の推進体制の充実 | ■江差町社会福祉協議会との連携強化<br>■町内会や自治会、民生委員児童委員協議会などとの連携 |
| 地域福祉活動の推進 | ■地域住民の参加による多様な福祉活動の促進（地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り支える地域福祉活動など）<br>■住民の自主的なボランティア組織づくり |

# （8）子ども・子育て支援

## これまでの取り組み



①平成 26 年度（2014）から保育料の無償化に取り組み、平成 30 年（2018）には第３子以降無償化、第２子以降の３歳未満児無償化まで、対象範囲を拡大しました。また、令和元年（2019）10 月よりすべての３歳児から５歳児までに加え、０歳児から２歳児までの住民税非課税世帯について、保育料を無償化しています。保育料以外の経済的支援として、おむつ代や給食費の助成を行っています。子ども医療費の助成も、対象を高校生までに拡大しています。

②放課後対策として、令和元年度（2019）から町立学童保育所のなかよし児童会（江差小）とつばさ児童会（南が丘小）双方の開設時間を 18 時までに延長しました。また、学校との連携強化のために、定期的に連携会議を開催しています。

③平成 30 年(2018)より不妊治療費の助成を開始しており､妊娠前からの支援を行っています。

④北部保育所（日明・水堀）について、入所児童数の推移や維持管理費、必要とされる保育士数の分析を行ったほか、小学生以下の子どもがいる保護者を対象に、北部保育所の今後のあり方や立地・設備面に関して重視すべき点についての意向調査を実施しています。

⑤町内各中学校区に青少年健全育成会議を組織し、子どもたちの見守り活動や 110 番の家ステッカー事業、健全育成標語やポスター募集などの事業を継続して実施しています。学校、地域、家庭の連携した健全育成が定着しています。

◇成果指標

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和 6 年度） |
|---|---|---|
| 子育て世帯における女性の就業率向上（幼児教育・保育施設の入所率向上） | 71% | 80% |
| 幼児教育・保育待機者 | 0人 | 0人 |
| 子育て支援拠点事業利用者数 | 286 人、135 世帯 | 現状維持 |
| 学童保育所 | 3か所 | 3か所 |
| 放課後児童支援員・補助員 | 6人 | 8人 |
| 児童虐待（児童相談所集計） | 3件 | 0件 |
| 子育て応援券利用率 | 89.5% | 98.0% |
| 不妊治療の相談件数 | 累計 2 件 | 累計 24 件 |

## 現状と課題

### ●重点（重要）課題

- 子育てする家庭だけではなく、地域が一体となって子育てができる環境づくりを整備する必要があります。

**15 歳未満人口、保育所・幼稚園入所の推移**　（単位：人、%）

| 区分 | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | 0～5歳 | A | 389 | 346 | 327 | 324 | 311 | 310 | 268 | 276 | 257 | 214 |
| | 6～14歳 | | 690 | 666 | 614 | 581 | 568 | 556 | 521 | 499 | 471 | 442 |
| | 計 | | 1,079 | 1,012 | 941 | 905 | 879 | 866 | 789 | 775 | 728 | 656 |
| 入所 | 保育所 | | 114 | 87 | 83 | 88 | 96 | 108 | 98 | 93 | 100 | 101 |
| | 幼稚園 | | 82 | 77 | 73 | 69 | 56 | 57 | 58 | 56 | 52 | 38 |
| | 計 | B | 196 | 164 | 156 | 157 | 152 | 165 | 156 | 149 | 152 | 139 |
| | 入所割合 | B/A | 50.4% | 47.4% | 47.7% | 48.5% | 48.9% | 53.2% | 58.2% | 54.0% | 59.1% | 65.0% |

人口：4 月 1 日現在の住民登録者数
利用：保育所は 4 月 1 日現在、幼稚園は 5 月 1 日現在

### ■継続的な課題

- 共働き世帯が増加傾向にありますが、当町に待機児童はなく、未就学期のお子さんに対する保育の受け皿は充足している状況です。しかしながら、令和元年（2019）10 月から幼児教育・保育無償化となり、教育・保育に対するニーズ変化に対応する必要があります。また､私立江差幼稚園が令和２年度（2020）から認定こども園へ移行することとしており、当町全体の供給体制についても再検討する必要があります。小学生においても放課後の居場所の確保が必要です。
- 保護者からの子どもの遊び場についてのニーズは高く、町内に公園はありますが、屋内外の遊び場の確保に関する検討が必要です。

・北部に所在する日明保育所と水堀保育所については、施設の老朽化と園児数の減少に伴う統廃合と多機能を加えた複合化を検討する必要があります。

## 基本方針

❶子どもはまちの希望というべきもので、住民の活力にもつながります。子育て支援だけでなく、子どもの育ちに資する施策を推進することで、子どもの最善の利益の実現に取り組みます。
❷北部保育所について、人口の推移、地域や父母等の理解、財源対策等を含め、「いつの時期に整備できるか」引き続き検討を重ねます。
❸放課後における遊びや生活の場を確保する「放課後学童保育所」について、保護者が安心して預けることができるよう、環境整備や運営支援に努めます。
❹江差町青少年健全育成会議のさらなる充実に努めます。

## 具体的な施策

●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 子どもの未来応援 | ■子どもの多様な体験への支援<br>■子どもの遊び場の検討<br>■ネットワークによる虐待防止、育児放棄等への対応<br>■小中学校や幼児教育・保育施設における給食費の一部助成<br>■保護者への就労支援 |

■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 子育て支援体制の充実 | ■指導の重点や指導内容を明確にした特色ある教育課程の編成実施・評価改善<br>■異年齢集団や小・中学校、高齢者等との交流活動による人間関係の醸成<br>■一人ひとりの発達段階に応じた支援の工夫や指導力の向上を図る研修の充実<br>■基本的な生活習慣の形成を目指した家庭・地域等との連携強化<br>■幼保小連携の推進（特に特別支援教育分野）<br>■多様な子育て支援体制の検討<br>■子育て応援券の交付<br>■不妊治療費助成事業<br>■他市町村の医療機関で受診する妊産婦健診及び出産時の交通費を助成<br>■第３子以降の保育料（保育所・認定こども園）無償化<br>■３歳児から５歳児までの子どもと、住民税非課税世帯の０歳児から２歳児までの保育料の無償化<br>■子育て支援センター運営（日明保育所）<br>■子育て支援相談・なかよし広場開設（かもめ・水堀保育所）<br>■水堀学童保育所の運営支援と環境改善 |
| 地域による子育て支援 | ■出産・育児に対する不安を解消し、子育てを地域全体で支援できる体制づくり<br>■顔のわかる子育てサポート体制づくり（新生児から入学までの間のフォロー体制づくりや、母親のグループづくりなど保健師と保育所、幼稚園、学校との連携） |
| 青少年健全育成の推進 | ■青少年の健全育成に関する関係機関のネットワークの充実・強化<br>■ネットワークを活用した青少年健全育成に対する総合的な取り組みの推進 |

# （９）高齢者福祉・介護保険

## これまでの取り組み

①要介護認定者数が増加を続ける中、平成 29 年度（2017）より介護予防・日常生活支援総合事業をスタートさせ、介護予防の普及・啓発や、高齢者の健康増進を図るための介護予防事業の実施による要介護度の重度化防止のほか、住み慣れた地域に安心して暮らしていけるための各種支援事業に取り組みました。

②介護保険事業の安定的運営のために、介護給付費等適正化事業の推進、町指定事業所に対する指導などに取り組みました。

③日常生活に不安や困難を抱える高齢者を対象に、緊急通報システムの設置や、除雪支援を行いました。すべての 65 歳以上の高齢者を対象とした路線バスの利用料半額助成を行いました。

④南檜山圏域の「徘徊、見守りＳＯＳネットワーク」の構築に合わせて、町独自の「高齢者見守り支え合いネットワークチーム江差」の構築も行い、町全体で認知症等の方々への見守り体制を強化しました。

⑤住民主体の活動を推進していくため、介護保険制度における生活支援体制整備事業の１層協議体である「地域支え合い協議体」及び２層協議体の「まちづくりカフェ」を立ち上げ、更には各町内でのタウンミーティング等を行い、地域の実態に合わせた生活支援サービスの構築を進めてきました。

⑥昭和 50 年（1975）に水堀町にて檜山管内では初となる特別養護老人ホームえさし荘（運営：社会福祉法人恵愛会）が開設されましたが、平成 25 年（2013）に施設の老朽化に伴い柳崎町へ移転改築しました。移転改築にあたっては、町として支援を行い、周辺地域との繋がりを保ちながら十分な生活全般へのケアにより、安心して生活することができるよう寄与いただいております。

⑦長年の懸案事項であった「町立養護老人ホームひのき荘」の改築について、平成 28 年（2016）に民営化施設整備方針に基づき、社会福祉法人雄心会を移管先法人として選定し、平成 30 年（2018）に施設及び運営の譲渡を行いました。同法人にて北海道及び当町の補助金を活用し、平成 31 年（2019）３月に柳崎町にて新施設を着工し、令和元年（2019）12 月１日より「養護老人ホームひのき」として運営を開始しております。

◇成果指標

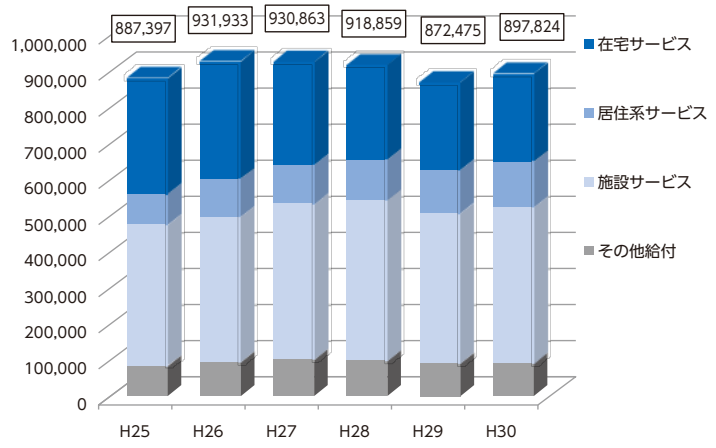
| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和 6 年度） |
|---|---|---|
| 介護保険制度出前講座の開催 | 6 回 | 8 回 |
| 認知症サポーター養成講座の開催 | 5 回 | 8 回 |
| 認知症カフェの開催 | 4 回 | 12 回 |
| チーム江差加入数 | 99 件 | 100 件 |
| 介護予防教室の開催 | 11 か所　延べ 641 人 | 15 か所　延べ 700 人 |

## 現状と課題

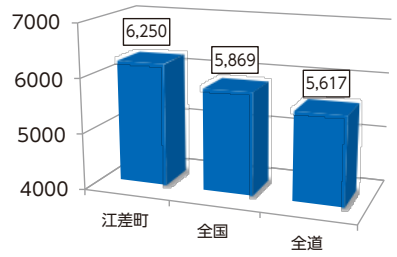
### ●重点（重要）課題

- 当町の介護費用額を、高齢者 1 人あたりでみると、全国、全道よりも高く、介護保険料も高水準となっていることから、介護予防や健康増進による健康寿命延伸が必要です。

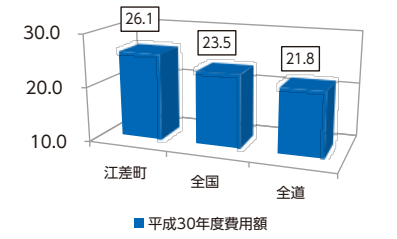
介護給付事業費の推移（単位：千円）




介護保険料基準額（月額）（単位：円）
H30 年度～ R2 年度




65 歳以上 1 人あたりの介護費用額
（単位：千円）




### ■継続的な課題

- 人口減少による地域の担い手不足や医療介護専門職不足により、サービスが必要な方への支援が不足することが見込まれます。そのため、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進していく必要があります。

## 基本方針

❶介護予防・健康寿命の延伸につながる事業を推進するとともに、適切な支援が届くよう体制づくりに努めます。
❷住民主体で介護予防・認知症施策・生活支援体制整備が一体的に推進していくことで、高齢者に必要な支援が行き届く体制づくりに努めます。
❸医療介護の連携が包括的に行われていくことで、住み慣れた地域で暮らし続けていくことができる体制づくりに努めます。

## 具体的な施策

●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 地域包括ケアシステムの推進 | ■医療介護の専門職と地域住民が結びつく共有ツールを活用できる仕組みづくり<br>■住民主体の活動が活発化できる生活支援体制整備<br>■見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進<br>■介護予防を各地区で自主的に取り組むための体制整備<br>■認知症対策への取り組みの推進<br>■家族介護への支援<br>■「住まい」における個々の対象者に応じた生活上の課題を把握し、関係機関との協力・連携体制による生活支援への取り組み |
| 介護保険サービスの充実・適正化 | ■指定事業所への指導・監査の実施<br>■質確保のための学習機会の充実<br>■介護予防事業の充実（一般高齢者及び軽度者が受けられるサービスの充実）<br>■介護予防ケアマネジメントの推進 |
| 介護予防の推進 | ■健康づくりによる地域住民と協働した活動と介護予防の連携による啓発<br>■介護予防の周知･啓発(介護予防が身近なことになる環境づくり)<br>■町内の各地域や各組織において、自主的に介護予防に取り組んでいくような体制づくりの推進 |

■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 高齢者福祉の推進体制の充実 | ■社会福祉委員（民生委員）や社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関との連携<br>■独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討 |
| 高齢者の見守り体制の充実 | ■独居高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み<br>■高齢者の外出、ふれあいの機会づくり |
| 高齢者福祉施設の充実 | ■在宅型総合福祉施設「まるやま」、生きがい交流センター、老人福祉センターの効率的な活用 |
| 高齢者の社会参加の促進 | ■老人クラブ活動や高齢者事業団の活動についてのPRなど会員増加に向けた取り組み<br>■世代間交流やリーダー育成などを通じた老人クラブの新規会員の加入促進<br>■高齢者リーダー育成事業、世代間交流事業の推進<br>■高齢者が働く場や社会参加の場をみつけるための支援 |

# （10）障がい者福祉

## これまでの取り組み

①平成 25 年（2013）の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正に伴い、障がいのある人を権利の主体に位置づける基本理念が創設され、支援の対象者として難病等の疾患者が新たに加えられたほか、国がサービスの類型や運用ルールを定める“自立支援給付”と都道府県や市町村が定める“地域生活支援”の２本柱による運用などが始まりました。

②また、法律の改正により障害福祉計画は、市町村・都道府県が作成するものとされ、町では、平成 24 年度（2012）から平成 26 年度（2014）を計画期間とする第３期江差町障がい福祉計画以降、第４期計画（平成 27 年度（2015）から平成 29 年度（2017））を経て、第５期計画（平成 30 年度（2018）から令和２年度（2020））を策定してきました。

③特に第５期計画の策定に際し国は、基本指針として“地域における生活の維持及び継続の促進”、“精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築”、“就労定着に向けた支援”、“障がい児のサービス提供体制の計画的な構築”を掲げたことから、当町並びに管内の状況を踏まえた計画を策定し、計画の推進を図るとともに、江差町障がい者地域自立支援協議会による進捗状況の管理が行われています。

④障がい者の日常生活を総合的にサポートできる体制づくりに取り組んでいます。また、障がい者が地域生活へ移行できるよう、関係機関による連携を行っています。

⑤江差町障がい者地域自立支援協議会が相談支援と関係機関のネットワーク構築の中心となり、障がい者支援に取り組んでいます。社会福祉法人江差福祉会による就労支援事業所が町内に複数あり、自立支援が行われています。

**◇成果指標**

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和６年度） |
|---|---|---|
| 地域生活支援拠点の構築 | ０か所 | １か所 |

## 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 在宅で生活する障がい者の高齢化や重度化、親亡き後を見すえた支援を行うため、地域生活支援の拠点整備についての検討を近隣町と連携し進めます。
- 障がい者がいきいきと働くことができるよう、住民や企業等の理解を促進するとともに、障がい福祉サービス事業所や行政などが、地域全体で応援する体制を構築します。

- 障がい者の人権や障がいに対する正しい理解と知識を深め、虐待や差別のない住み良い地域づくりへの普及啓発を進めます。
- 保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し障がいの早期発見に努めるとともに、発達支援を必要とする児童・保護者への切れ目のない一貫した体制の充実を図ります。

**■継続的な課題**

- 身体障害者手帳を持つ方が 545 人、療育手帳を持つ方が 197 人、精神障害者保健福祉手帳を持つ方が 39 人います（平成 30 年度末（2018）現在）。障がい程度別では、１級が最も多い状況です。
- 居宅介護事業所や入所支援施設による福祉サービスが提供されていますが、家族のレスパイト支援（在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替しリフレッシュを図る等）のためのサービス整備の検討が必要です。
- 上ノ国町子ども発達支援センターでは、就学前児童と就学児童を対象に発達支援を行ってきましたが、平成 30 年度（2018）からＮＰＯ法人たまみずきの参入により、就学児童を対象とする「放課後等デイサービス」が上ノ国町豊田地区に分離され、これまでより江差町からの通所距離が延びました。ＮＰＯ法人では通所者の送迎を行うこととしていますが、江差町利用者に対する現時点の送迎車の運行は、帰りのみで一部の地域に限定されている状況です。

**身体障害者手帳所持者数（H31.3.31 現在）**

| 障害別 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚障害 | 9 | 7 | 4 | 3 | 6 | 4 | 33 |
| 聴覚・平行機能 | 1 | 11 | 1 | 11 | 0 | 16 | 40 |
| 音声・言語・咀嚼機能 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| 肢体不自由・運動機能 | 63 | 50 | 60 | 95 | 42 | 11 | 321 |
| 心臓機能 | 82 | 0 | 8 | 4 | 0 | 0 | 94 |
| じん臓機能 | 25 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 28 |
| 呼吸器機能 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| ぼうこう又は直腸機能 | 0 | 0 | 1 | 18 | 0 | 0 | 19 |
| 小腸機能 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 免疫機能 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 肝臓機能 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 183 | 69 | 79 | 135 | 48 | 31 | 545 |

**精神保健福祉手帳所持者数（H31.3.31 現在）**

| | | |
|---|---|---|
| 等級別 | １級 | 6 |
| | ２級 | 23 |
| | ３級 | 10 |
| 合計 | | 39 |

**療育手帳所持者数（H31.3.31 現在）**

| | | |
|---|---|---|
| 障がい程度別 | A（重度） | 90 |
| | B（中・軽度） | 107 |
| 合計 | | 197 |

## 基本方針

❶障がい者が地域で安心して暮らせるように、自立と共生に向けた支援を行います。
❷発達の課題を抱える子どもが、健やかな成長・発達をするための支援を行います。

## 具体的な施策

●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 包括支援体制の充実 | ■障害者地域包括ケアシステム構築への取り組み |

■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 障がい者福祉の推進体制の充実 | ■障がい福祉に関する制度周知（パンフレット作成）<br>■相談支援体制の強化<br>■障がい者団体等の支援<br>■江差町障がい者地域自立支援協議会の運営<br>■サービス基盤の整備に向けた関係機関との協議・連携（レスパイト支援のサービス）<br>■地域自立支援協議会、相談支援センター、就業・生活支援センター、発達支援センター、ハローワークなどとの連携 |
| あゆみ共同作業所の充実（地域活動支援センター） | ■活動の支援及び施設機能の充実を継続的に推進 |
| 子どもの発達支援 | ■乳幼児検診の充実<br>■障がいのある子どもを早期に適切な療育につなげるため、成長段階に応じた療育支援の充実<br>■保健担当や上ノ国町子ども発達支援センター、NPO 法人たまみずきとの連携強化<br>■学校教育における特別支援教育の充実 |
| 相談支援体制の強化 | ■障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護に必要な支援の充実 |

# （11）健康づくり

## これまでの取り組み

①特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組んでいます。また、塩分さしかえレシピ（えさしレシピ）やえさしバトン体操の普及啓発を図り、生活習慣の改善や疾病予防に取り組んでいます。

②子育ての不安感・負担感軽減のため、相談支援を行っています。また、実態把握のできない保護者への対応として、健診未受診者への対応を行っています。

えさしレシピ　まんてん汁




③江差町健康増進計画（別冊　江差町自殺対策計画）、江差町国民健康保険データヘルス計画、江差町国民健康保険特定健診等実施計画を策定し、健康課題を明確にして、保健事業を実施しています。

◇**成果指標**

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和 6 年度） |
|---|---|---|
| 特定健診受診率 | 28% | 50% |
| がん検診受診率 | 平均 10.4% | 平均 25.0% |

**特定健診受診率の推移（%）**

| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 36.1 | 36.9 | 34.7 | 32.9 | 33.4 | 32.0 | 33.0 | 28.2 |

**がん検診受診率（%）**

| | H27 | H28 | H29 | H30 | 平均（過去 4 年） |
|---|---|---|---|---|---|
| 胃 | 6.0 | 6.0 | 5.8 | 6.2 | 6.0 |
| 肺 | 6.9 | 6.4 | 6.6 | 6.4 | 6.5 |
| 大腸 | 8.4 | 7.2 | 6.7 | 6.8 | 7.2 |
| 乳 | 20.0 | 16.2 | 15.4 | 18.8 | 17.6 |
| 子宮 | 13.2 | 10.9 | 9.6 | 13.6 | 11.8 |
| 全体 | | | | | 10.4 |

※ H23 ～ H26 年は H27 以降と受診率の算出が異なるため未掲載。
H27 以降は地域保健報告と一緒の全住民を対象として算出。

## 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 少子高齢化により、前期高齢者（65 歳～ 74 歳）の人口に占める割合が増加し、加齢とともに疾病を発症する方が増え、また、独居で生活する方が増えることが予測されます。
- 一人ひとりが健康意識を高め、疾病を持ちながらも重症化を予防できる支援が必要です。
- 特定健診を受診することは治療のための検査以外に、他の生活習慣病を発見できる重要な機会となります。また、検診でがんの早期発見・早期受診することは、生活の質を維持向上する上で重要です。

**■継続的な課題**

- 成人の保健については、南檜山管内における塩分摂取量が全道平均と比べて多く、健康リスクにつながっていると考えられます。また、当町は運動習慣のある人の割合が、全道平均と比べて低くなっています。健康な食習慣や適度な運動に対する住民の意識を高める必要があります。
- 共働き世帯の増加などから、子育てに対する負担感は高まっているおそれがあり、虐待等に至らないよう、負担感の軽減を図る必要があります。
- 自殺予防対策を推進するために、心の健康をサポートする体制を充実させる必要があります。
- 国の動向を踏まえ、道と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため施策の推進を図ります。
- 国の動きとして、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的実施が求められており、関係部署との協議・検討が必要です。

## 基本方針

❶健康づくりは医療費の抑制につながるため、単に個人の幸福だけではなく、まちの維持にもつながる課題です。今後も健康への意識向上に努めるとともに、子育てにかかる不安感・負担感を切れ目のない支援を継続することにより軽減に努めます。

## 具体的な施策

**●重点施策**

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 特定健診・がん検診受診率向上 | ■受けやすい健診体制の整備<br>■健康推進員と同伴訪問による受診勧奨<br>■わかりやすい健診案内と情報提供 |
| 地区組織活動の育成・充実 | ■食生活改善推進員・健康推進員の養成講座及び学習会の開催 |

■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 各種健診機会の確保 | ■後期高齢者医療制度被保険者・生活保護受給者を対象とした一般健診の実施<br>■肝炎ウイルス検査の受診勧奨<br>■エキノコックス症検査の実施 |
| 健康づくり気運の盛り上げ | ■えさし（塩分さしかえ）レシピ、えさしバトン体操の普及啓発を通し、疾病予防の啓発<br>■食生活改善推進協議会や健康推進員と連携した健康教室の実施<br>■健康推進員と協働によるノルディックウォーキングの普及推進 |
| 特定健診・各種がん検診の事後管理の徹底 | ■訪問指導の充実<br>■各地区を巡回する健診結果説明会の実施<br>■特定保健指導実施率向上対策（運動教室・栄養教室の実施）<br>■糖尿病重症化対策（治療中断者・未治療者への支援）<br>■重複受診者対策 |
| 安心して出産できる環境の確保 | ■妊婦健康診査の実施による、妊娠期の健康の確保と早期支援の充実<br>■学校と連携し、命の大切さを基盤とした健康教育の実施<br>■安心して出産ができる環境の整備<br>■先天性風疹症候群の予防のための予防接種費用助成や不妊治療費の助成<br>■他市町村の医療機関で受診する妊産婦健診及び出産時の交通費を助成 |
| 親子の健康の確保 | ■新生児訪問・乳幼児健診・歯科健診の推進<br>■健診未受診者への対応の徹底<br>■支援を必要としている親子の早期対応と相談体制の確保 |
| 安心して子育てできる環境の確保 | ■健康な妊娠期、安全な出産、健やかな成長発達のために、切れ目ない相談体制の充実<br>■虐待の予防と早期発見、保護者支援<br>■子育て支援グループへの支援の実施<br>■関係機関や地域と連携した子育て支援の実施<br>■研修等による、支援の質の向上 |
| 感染症対策の推進 | ■国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応<br>■感染症の予防、蔓延防止のための知識や情報の提供<br>■予防接種の接種率を高めることにより感染症の予防を図る。<br>■医療機関との連携により接種体制の整備・充実を図る。 |

# （12）地域医療

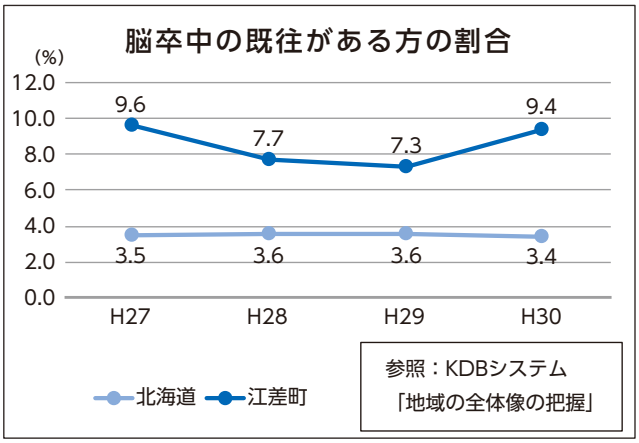
## これまでの取り組み

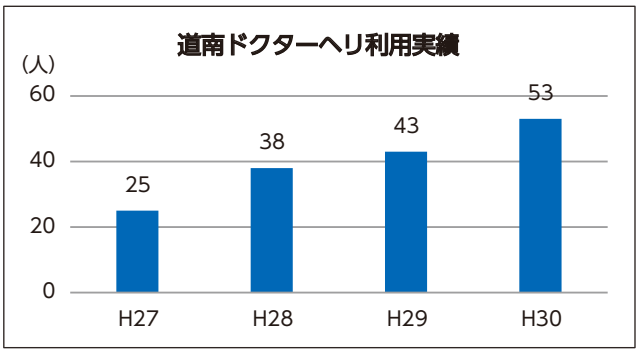
①医師確保に向け、道立医師研究資金貸付制度を実施しています。また、看護師確保に向け、看護職員養成就学資金貸付を行っており、道立江差病院への就職実績もあります。

②１次医療機関に対して、地域医療連携システム補助を行っています。

③脳神経疾患の多い地域であるため、江差脳神経外科クリニックに対し脳疾患救急搬送に係る支援を近隣４町で共同支援を行っています。

④平成 27 年（2015）２月から道南ドクターヘリの運航が開始されたことにより、救急医療及び救急搬送体制が確保され、広域での救急医療体制が充実されました。平成 30 年度（2018）においては年間約 50 件の利用実績となっています。




◇成果指標

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和６年度） |
|---|---|---|
| 医師研究資金貸与件数 | 累計 39 件 | 累計 78 件 |
| 看護師等育成確保対策（修学資金貸付）を活用し町内医療機関へ就職した人数 | 累計８人 | 累計 23 人 |

## 現状と課題

●重点（重要）課題

- 町内には道立病院１か所、民間病院１か所、民間診療所２か所、歯科診療所が４か所あり、１次医療を担っています。
- 高齢化の進行により、高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療の在り方が求められています。人口減少による患者数の減少も想定され、２次医療

圏域として持続可能な地域医療の体制構築を、北海道及び近隣町や医療機関を含めた関係機関や保健所等の協議の場において進めていく必要があります。

**■継続的な課題**

- 町内には道立江差病院が地域センター病院としてありますが、常勤医師が減少しています。一方で、道南ドクターヘリが充実し、広域医療体制が確立されています。また、道立江差病院で条件付きの分娩対応（35 歳未満･経産婦･正常分娩）をしていますが、初産婦の対応はできない状況です。
- 道南ドクターヘリは、時間や天候により活用が左右されるため、陸路での救急搬送体制も重要です。



## 基本方針

❶医療については、地域医療構想等の道の方針を見すえながら、維持・確保に努めます。
❷人口減少・人口構成の変化に伴う疾病構造の変化を見すえ、南檜山全体の地域医療をどのように守っていくのか、北海道や２次医療圏構成町と協議を重ねていく必要があります。

## 具体的な施策

**●重点施策**

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| ２次医療圏の地域医療体制構築の検討 | ■南檜山圏域の地域医療体制について２次医療圏構成町・北海道等関係機関との協議 |

**■継続施策**

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 道立江差病院の医師確保と医療体制・機能の整備 | ■近隣町との連携による医師確保対策等の要請<br>■医師研究資金貸付の継続 |
| 継続可能な地域医療体制の確立 | ■救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備<br>■休日医療体制の維持、継続<br>■インターネットを活用した医療連携の維持、継続 |
| 看護師等医療従事者の確保 | ■看護師養成校に在学し卒業後町内医療機関で従事する者に対する修学資金貸付の継続 |

# （13）貧困支援

## これまでの取り組み

①子育て家庭における生活実態や意識を把握するため、当町で初めて「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を平成 30 年度（2018）に実施し、令和２年度（2020）から５年間を計画期間とする「第１期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）」の策定に着手しました。

②保護司・保護司会が、地域の関係機関や団体と連携しながら更生保護活動を行うための拠点施設として、平成 31 年（2019）４月に「江差地区更生保護サポートセンター」を町内で開設する際、開設場所の選定等の支援を行いました。

③貧困者への適切な人権擁護の観点から「人権擁護委員」との連携を図り、特に「子どもの人権 110 番」の開設により、すべての子どもに対する相談体制が確立されています。

◇成果指標

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和６年度） |
|---|---|---|
| 生活保護受給率 | 41.9‰<br>(325/7,758 人) | 40.0‰<br>※現状から -15 人 |
| 生活困難児童世帯率 | 11.6% | 現状より改善 |
| 小中学校要保護・準要保護児童生徒割合 | 24.0% | 現状より改善 |

※生活困難児童世帯とは、国民生活基礎調査の「貧困線」を下回り、かつ、過去１年間に経済的な理由により公共料金や家賃、必要な食糧や衣類などの支払いができなかったと回答した世帯。

**生活保護世帯及び人員（各年９月末）**

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住民基本台帳人口（人） | 9,105 | 8,846 | 8,690 | 8,577 | 8,463 | 8,235 | 7,942 |
| 被保護世帯数（世帯） | 278 | 279 | 282 | 269 | 273 | 280 | 257 |
| 被保護人員（人） | 438 | 432 | 426 | 398 | 391 | 397 | 350 |
| 保護率（‰） | 48.2 | 48.8 | 49.0 | 46.4 | 46.2 | 48.2 | 44.1 |

| | H29 | H30 | H31 |
|---|---|---|---|
| 住民基本台帳人口（人） | 7,929 | 7,758 | 7,525 |
| 被保護世帯数（世帯） | 249 | 245 | 243 |
| 被保護人員（人） | 331 | 325 | 315 |
| 保護率（‰） | 41.7 | 41.9 | 41.9 |

## 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指す必要があります。

**■継続的な課題**

- ひとり親家庭などの児童のために支給される児童扶養手当の受給者数の推移をみると、平成 23 年度（2011）の 135 人から令和元年度（2019）には 95 人へ減少し、人口比率でも同様に 1.5%から 1.3%に減少していますが、大幅な改善とはなっていません。
- 生活保護の状況では、平成 23 年度（2011）の 279 世帯 432 人から令和元年度（2019）には 244 世帯 321 人へ減少し、人口比率においても同様に 4.8%から 4.2%に減少していますが、大幅な改善とはなっていません。

### 基本方針

❶貧困に苦しむ方が、適切な支援を得られるよう、制度等の周知や支援の拡充などに取り組みます。

❷子どもと子育て家庭の生活実態調査結果や子ども･子育て会議での議論等を踏まえ、「第１期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）」を策定し、支援体制を整備します。

## 具体的な施策

### ●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 子どもの貧困対策の推進 | ■教育の機会均等を図る支援（学習支援）<br>• 母子健康手帳交付<br>• 妊産婦健康診査<br>• 新生児訪問<br>• 乳幼児相談・健診<br>• 子育て情報の提供<br>• 幼児教育・保育の無償化<br>• 子どもの居場所づくり<br>■生活の安定に資するための支援（生活支援）<br>• 保育所における乳児保育や一時預かり<br>• 放課後学童保育所の運営<br>• 子育て支援センター運営<br>• 児童虐待防止対策<br>■保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）<br>• 子育て応援券交付<br>• 任意予防接種費用助成（13 歳未満の２回目のインフルエンザ）<br>• 多子世帯に対する保育料の無償化<br>• 小中学校や幼児教育・保育施設における給食費の一部助成<br>• 小中学校児童生徒の保護者に対する就学援助 |

### ■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 貧困支援 | ■民生委員や町内会、関係機関などと連携を図り、援護を必要とする世帯の把握に努めます。<br>■低所得者の生活の安定と向上を図るため、各種貸付制度の有効活用に努めます。<br>■貧困者への適切な人権擁護を図るため、人権擁護委員との連携に努めます。 |

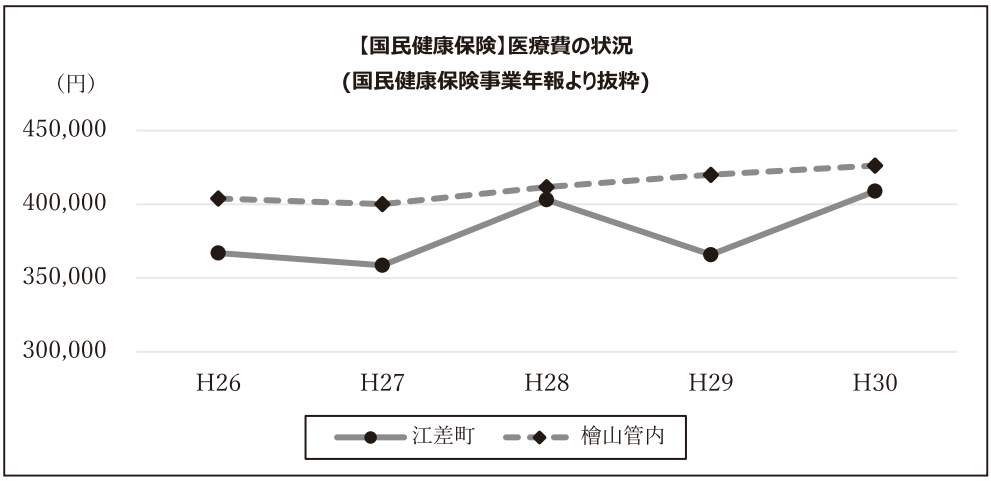
# （14）国民健康保険、後期高齢者医療

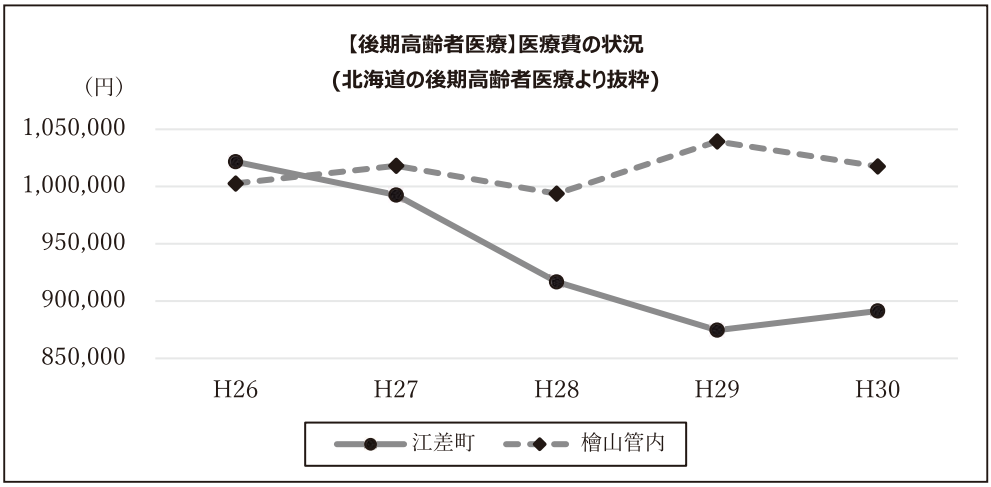
## これまでの取り組み

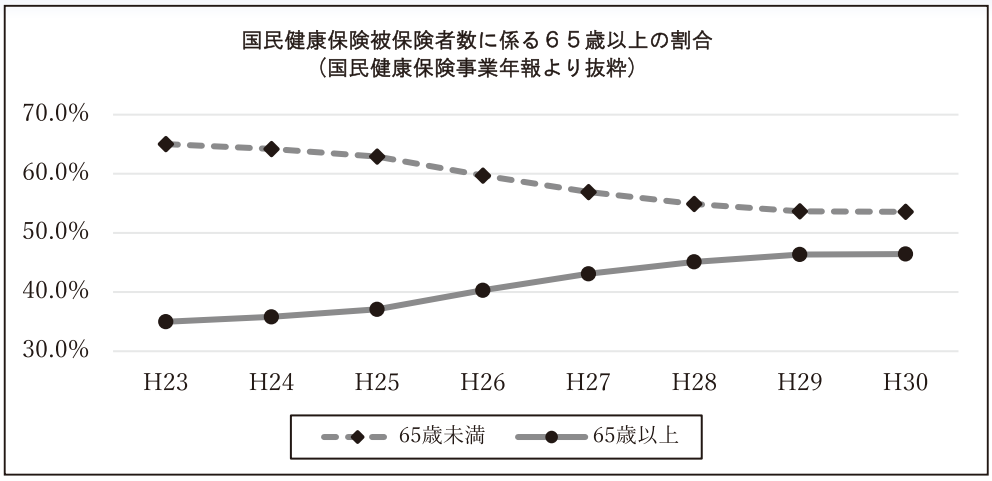
①国民健康保険については、平成 30 年（2018）に財政運営の主体が北海道に移管となりました。後期高齢者医療は、平成 20 年（2008）に北海道後期高齢者医療広域連合が制度を運用しています。当町は窓口業務が基本となっており、適正に運営する必要があります。

◇**成果指標**

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和 6 年度） |
|---|---|---|
| 国民健康保険一人あたり医療費額 | 409 千円 | 368 千円（10%減） |
| 後期高齢者医療一人あたり医療費額 | 892 千円 | 892 千円（現状維持） |






## 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 国民健康保険被保険者の高齢化が進んでおり、平成 30 年度末（2018）被保険者で 65 歳以上の占める割合は 46.4%となりました。後期高齢者医療に至っては、令和７年度(2025)に「団塊の世代」が 75 歳以上となり、大幅な被保険者数増加が見込まれます。
- 健康を守る取り組みとして、健康診断の積極的な勧奨やがん検診等の検査項目の充実に努め、特定健診受診率を向上させ、生活習慣病等疾病の早期発見につなげていくことが大切です。
- また、住民と共に健康について「考える」「学ぶ」「実践する」教室を実施するなど、健康寿命延伸に向けた各種事業を強化していくことが必要です。

**■継続的な課題**

- 国民健康保険、後期高齢者医療については、引き続き適正に運営する必要があります。

## 基本方針

❶国民健康保険、後期高齢者医療については、引き続き適切な運用に取り組みます。
❷国民健康保険税賦課については北海道に納付する国保事業費納付金に見合い、被保険者の税負担を考慮した保険税率の算定に努めます。
❸医療費適正化については関係機関及び関係課との連携や被保険者特定健診情報を基としたシステム（ＫＤＢシステム）等を活用し、重複・多受診等のデータ分析や生活習慣病の重症化予防、高齢者の生活機能低下や寝たきり予防（フレイル対策）の保健事業に努めます。

## 具体的な施策

### ●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 国民健康保険税賦課 | ■北海道が示す標準保険料率に基づいた税率算定<br>■低所得者に対する税負担を考慮した賦課 |
| 医療費適正化 | ■ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知の送付<br>■ KDB による重複・多受診や長期入院者等のデータ分析<br>■糖尿病や高血圧の未治療者に対する指導<br>■フレイル対策として歯科検診・歯科疾患検診の実施<br>■国・道・保険者努力支援制度と連動した各種事業の展開 |

### ■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 医療費の抑制 | ■各種健診制度の周知<br>■特定健診受診率の向上<br>■健康推進員の配置、受診券配布と制度周知<br>■アンケート調査の実施、定期通院者等検査データの活用<br>■レセプト点検の実施 |
| 国民健康保険税の収納率の向上 | ■収納体制の強化<br>■嘱託徴収員の配置、口座振替の推進、徴収技術の向上<br>■滞納処分の強化<br>■不動産、債権等の調査及び差押え<br>■滞納整理機構、檜山振興局等関係機関との連携 |

# （15）学校教育

## これまでの取り組み



①老朽化した江差中学校を平成 26 年度（2014）・平成 27 年度（2015）に改築整備し、教育環境の整備を図りました。
②小中学校９年間の学びの連続性を確保するため、江差北小中学校において「小中一貫教育」、江差中学校区３校において「小中連携教育」を実施しています。
③特別支援教育の推進として、通常学級における特別な支援を要する児童生徒に対応するため、全小学校に加え平成 29 年度（2017）より全中学校に支援員を配置しました。
④江差北中学校を、令和元年度（2019）より小中一貫型（併設型）小中学校に移行しました。
⑤「地域とともにある学校づくり」を目指し、平成 29 年度（2017）に江差北小中学校がコミュニティ・スクールを導入、令和元年度（2019）に江差中学校区３校がコミュニティ・スクールを導入しました。
⑥少子化に伴い、令和元年度末（2019）をもって町立あすなろ幼稚園を閉園しました。
⑦平成 18 年度（2006）より配置がなかった外国語指導助手（ＡＬＴ）を平成 27 年度より配置し、外国語によるコミュニケーションができる児童生徒の育成が図られました。
⑧ふるさと教育の充実を図りました。

**◇成果指標**

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和６年度） |
|---|---|---|
| 不登校児童生徒の割合 | 1.5% | 1.0% |
| 全国学力・学習状況調査（８項目）結果（国の平均正答率以上の項目率）（小） | － | 62.5% |
| 全国学力・学習状況調査（11 項目）結果（国の平均正答率以上の項目率）（中） | － | 72.7% |
| 体力・運動能力、運動習慣等調査（８種目）結果（国平均以上の種目率）（小） | 56.3% | 63.5% |
| 体力・運動能力、運動習慣等調査（８種目）結果（国平均以上の種目率）（中） | 68.8% | 75.0% |
| 学校教育環境づくり（トイレ改修） | 58.3% | 75.0% |
| 特別支援教育支援員の配置人数 | ５人 | ７人 |

## 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 町内児童生徒の全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力調査においてすべての科目・種目で全国・全道平均を上回るよう基礎学力・運動能力を身に付けさせる取り組みが必要です。（小中学校教育の充実）

**■継続的な課題**

- 小中学校では、通常学級に在籍しながら特別な支援を要する児童生徒が増加しており、特別支援教育支援員の増員が課題となっています。
- 老朽化した学校施設の整備が課題となっています。
- 老朽化した給食センター施設の整備が課題となっています。
- 老朽化した教職員住宅については解体等を含め、教育財産の用途の廃止、普通財産への引継が望まれます。

### 基本方針

❶小中学生の学力と体力の向上に取り組みます。
❷「小中一貫教育」、「小中連携教育」により、個々の子どもの課題に対応できる学びの連続性を確保します。
❸ふるさと教育を推進します。
❹施設設備の整備・更新を計画的に進めます。
❺学校のＩＣＴ環境整備を進めます。
❻教職員の働き方改革に向けた取り組みを進めます。

## 具体的な施策

### ●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 小・中学校教育の充実 | ■創意と活力に満ちた学校づくりと学力の向上を目指す教育の推進（読書の習慣化・TT 指導・小人数指導・習熟度別指導等指導方法の工夫改善等の推進）<br>■ふるさと江差に心の向く教育の推進（「ふるさと江差発見事業」の推進）<br>■思いやりと自らを律する心を育てる生徒指導の充実（いじめや不登校などの未然防止等の推進）<br>■外国語並びに国際理解教育の充実（英語指導助手配置）<br>■豊かな人間性の育成を目指す道徳教育の充実（命の大切さの学習等の推進）<br>■健やかな心と身体を育てる健康・安全指導の充実（運動の生活化や教育相談体制の整備等の推進）<br>■教育的ニーズに応じて自立・社会参加を促す特別支援教育の充実（江差町特別支援教育連絡会議の充実、特別支援教育支援員の配置等の推進）<br>■校内研修の充実と教職員の資質の向上（実践的指導力を高める校内研修等の推進）<br>■教職員の働き方改革の推進<br>■小中一貫教育の推進 |

### ■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 学校教育関連施設の整備 | ■老朽校舎整備の促進<br>■教職員住宅の整備並びに教職員住宅のあり方の検討<br>■老朽化した給食センターの施設や設備の整備促進<br>■ＩＣＴ環境整備 |
| 高等学校の維持 | ■単位制の充実及び檜山第１学区全体での間口維持方策の検討 |
| 家庭・地域の教育力の向上 | ■家庭･地域･学校と連携し、江差に学び、江差と歩む「江差っ子」の育成（コミュニティ・スクールの充実） |

# （16）社会教育

## これまでの取り組み

①子どもたちの豊かな心を育み、夢を持つことによる学習意欲の向上を目的に、全小中学生を対象として「ミライ☆リーダー夢限プロジェクト」事業を実施し、平成 30 年度（2018）の「さかなクン講演会」、令和元年度（2019）の米村でんじろうサイエンスプロダクションによる「ジャイアン村上サイエンスショー」など、教育プログラムの提供に取り組みました。

②子どもたちの道徳観や正義感の向上を目的に、令和元年度（2019）に京都大学交響楽団による「演奏会」の鑑賞や、劇団四季によるこころの劇場ファミリーミュージカル「はだかの王様」の観劇など、本物の演奏や演劇に触れる機会の提供に取り組みました。




③平成 28 年度（2016）から、当町の豊かな自然と地域の特色を活かしたスポーツの推進として、「えさしマリンフェスタ」事業を関係機関及び団体と連携して実施しており、海洋性スポーツを通じて、自立的な行動や学習意欲の向上に取り組んでいます。

④平成 30 年度（2018）に「江差町子どもの読書活動推進計画」を策定して、当町の子どもたちが読書に親しみ、より良い読書環境を身に付けるための施策と具体的な取り組みを示しました。

⑤平成 27 年度（2015）～平成 29 年度（2017）にかけての「江差町郷土芸能伝承まつり」の開催や、平成 30 年度（2018）からの後継者育成補助など、民俗芸能の保存伝承に努めました。

⑥平成 29 年（2017）に「江差町歴史文化基本構想」を策定し、翌年にはその構想の具現化に向けた「エエ町、江差　宝箱会議」を開催し、「江差のお宝」のデータベース化などに取り組んでいます。

⑦令和元年（2019）に姥神大神宮渡御祭が、北海道無形民俗文化財に指定されました。

⑧学校教育と連携し、地域の文化遺産を素材にして学習指導要領に基づいた授業を行う「ふるさと江差発見学習」に取り組んでいます。

◇成果指標

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和 6 年度） |
|---|---|---|
| 「江差町歴史文化基本構想」に基づく「宝箱」の設定 | 0 件 | 1 件 |

## 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 全小中学校にコミュニティ・スクールが設置されたことにより、その体制充実のために、地域学校協働本部の設置に取り組みます。
- 学校教育と連携した「ふるさと江差発見事業」の推進に更に取り組みます。

**■継続的な課題**

- 町内には多数のスポーツ施設、社会教育施設があります。建設から相当の年数が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、社会教育施設の長寿命化計画を策定し、持続的に計画的な修理修繕計画を図る必要があります。
- 生涯学習センター体育館の閉鎖により、学校体育館の開放事業や朝日町民体育館を開放し代替施設としてきましたが、各スポーツ団体の活動で飽和状態となっています。そのため、新たな総合体育館の建設計画の是非について検討する必要があります。
- 道立図書館とのネットワークが整備され、所蔵していない図書の取り寄せが比較的容易になっています。また、移動図書館車を配備し、遠隔地の住民への貸出サービスも行っていますが、さらなる利便者の向上のため、時間・場所を選ばず蔵書検索や貸出予約などが可能になる「図書館検索システム」の導入を検討します。
- 当町には、地域の人々が大切に伝えてきた文化遺産が多数あります。それらの価値を再確認して次代へ伝えていくために、文化遺産を活用した「ふるさと江差に心の向く教育」を継続して取り組んでいく必要があります。
- 町内には、指定・未指定を含め数多くの文化遺産があります。それら文化遺産の把握と保存活用について、住民とともに取り組んでいく必要があります。

## 基本方針

❶子どもから大人まで、住民が生涯にわたって地域に根ざした学びを高める取り組みを進めます。

❷地域文化の形成と住民の健康増進を高めるスポーツ環境の充実に向けた取り組みを進めます。

## 具体的な施策

### ●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| コミュニティ・スクールの充実 | ■北部地域、市街地地区のコミュニティ・スクールの充実のため、地域学校協働本部の設置に取り組む |
| 「ふるさと江差発見事業」の推進 | ■「江差追分」授業や歴史学習など、学習指導要領に基づきながら地域素材を活用した授業を、学校の考え方に副って展開する |

### ■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 社会教育体制の充実 | ■「江差町教育推進計画（江差町社会教育計画）」の策定と推進<br>■地域や関係機関との横断的な連携体制の強化 |
| 社会教育の推進 | ■地域全体で支える青少年・家庭教育の充実<br>■人々が支えあい安心して生きる成人教育の充実<br>■社会教育施設の有効活用、効率的な運営管理 |
| 図書館活動の推進 | ■すべての世代への読書推進活動の充実<br>■図書館の環境整備や利用促進などサービス機能の充実<br>■移動図書館車を利用した地域の読書推進活動の充実 |
| 生涯スポーツの推進 | ■生涯（年齢に応じた）にわたるスポーツプログラムの充実<br>■地域の人材（体育団体や少年団）を活かしたスポーツ活動の充実<br>■地域の特色を活かしたスポーツの普及・啓発<br>■地域の特色や専門性を生かした合宿、大会誘致<br>■スポーツ施設の長寿命化、活動環境、利活用方法の充実<br>■総合体育館の住民ニーズ調査 |
| 文化財の保存・活用 | ■「江差町歴史文化基本構想」の具現化<br>■文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」策定の検討 |
| 博物館活動の推進 | ■博物館施設における資料収集・保管・調査研究・展示の充実 |
| 文化振興の推進 | ■江差文化協会と連携し、住民の自主性を尊重した文化芸術活動の充実<br>■江差町文化会館の施設設備と活用推進 |

# （17）コミュニティ

## これまでの取り組み

①各地域に地域協力員を配置しており、細かな地域課題の把握を行い、対応の検討を行っています。また、住民の自主的なまちづくり活動を促進するため、平成 28 年度（2016）にまちづくり推進交付金を創設しました。

②従来、町内会・自治会が行う敬老会活動や草刈りをする際の燃料代などを対象に補助金を交付していましたが、平成 25 年度（2013）から、活動する際の保険料や環境美化活動などを対象に加えた「江差町町内会・自治会活動総合交付金」制度に改め、32 町内会・自治会への支援を行っています。

③平成 28 年度（2016）に北海道教育大学函館校と連携協定を締結し、観光戦略策定支援やDMO形成支援、教員や学生が地域へ足を運び地域活性化に向けた活動や提言など各種の連携事業に取り組んできました。

◇**成果指標**

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和 6 年度） |
|---|---|---|
| 連携先大学等の増 | 1 校 | 2 校 |
| 空き店舗利活用件数 | 累計 8 件 | 累計 10 件 |

## 現状と課題

**■継続的な課題**

- 人口減少、高齢化が進行する状況で、町内会、自治会単位での、住民同士のつながりの重要性は高まっています。しかし、町内会、自治会の担い手も減少、高齢化しているため、現状に合ったコミュニティのあり方を検討する必要があります。
- 地域ごとのコミュニティも重要ですが、まちづくりの課題・分野ごとのまちづくり活動組織も育成していく必要があります。
- 引き続き、大学と連携を図り、町の事業推進体制の構築及び方向性の確立、実効性の検討をする必要があります。

## 基本方針

❶今後、地域課題を解決していくためには、地域のコミュニティが維持されている必要があります。コミュニティの確立に取り組み、地域による課題解決を促進します。
❷地域協力員制度の効果的運用方法を検討します。
❸大学と引き続き連携を図ることで、地域の課題の解決や地域の活性化を図ります。

## 具体的な施策

■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| コミュニティ活動の促進 | ■各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚<br>■子ども会・町内会・老人クラブなどの地域組織の活動の活性化、連携促進<br>■各組織の相互交流活動の活発化<br>■地域協力員活動の推進 |
| まちづくり活動の活性化 | ■課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全・子育て・高齢者見守りなど）<br>■まちづくり推進交付金の活用（制度設計の検討）<br>■地域づくり大学連携事業の推進<br>■北海道教育大学とのまちづくりの推進<br>■地域活性化協力隊など地域の若者の活動を支援 |
| 集会施設等の適正な維持管理の推進 | ■集会施設の適正な維持補修 |
| 男女共同参画によるまちづくりの推進 | ■男女共同参画社会形成のための意識づくり<br>■あらゆる分野への男女共同参画の促進<br>■家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくりの推進 |

# （18）移住・定住・交流

## これまでの取り組み

①人口減少、少子高齢化が進む地域に都市部より住民票を移し、地域力の維持、強化につなげることを目的とした国の制度を活用した地域おこし協力隊の配置（平成 27 年度（2015）～）を行い、地域を担う重要な人材として、地域への定着にもつながりました。
②いにしえ街道での Wi-Fi 開始など外国人観光客への対応を進めるとともに、学校における英語教育に取り組んでいます。
③これまで江差町能登会で実施していた、友好都市「石川県珠洲市」との児童による次世代交流を継承し取り組んでいます。
④平成 28 年度（2016）より、同名自治体である宗谷総合振興局管内「枝幸町」と連携し、互いの潜在力を活用した各種連携事業を展開し、知名度の向上はもとより、観光や産業の振興等、地域の活性化に資する取り組みを図りました。
⑤旧ＪＲ江差駅跡地については宅地造成を行い、町営住宅の建設（３棟 12 戸）を行ったほか、分譲宅地の整備を行い、４区画中２区画の売却を行いました。

**◇成果指標**

| 指　標　名 | 現状値（平成 30 年度） | 前期基本計画の目標値（令和 6 年度） |
|---|---|---|
| 地域おこし協力隊の隊員数 | ３人 | ４人 |
| おためし暮らし住宅利用件数 | １棟・２件 | ２棟・20 件 |

## 現状と課題

**●重点（重要）課題**

- 当町の人口移動は、札幌市・函館市との間での転入出が多くなっています。特にUターン希望の若者をメインターゲットとして、当町への還流に取り組む必要があります。
- 移住を目的とした町外の方を呼び込むために、官民一体となって当町の魅力を最大限にPR・発信していく必要があります。

**■継続的な課題**

- 地域おこし協力隊員が、任期満了後も地域の定住につながるように、引き続き、環境づくりや支援の更なる充実を図り、安定した制度設計にしていく必要があります。
- 同名自治体連携事業は、「互いに尊重し、高め合う関係から生まれる地域の力」を創出することが目的です。スポーツ少年団や民間団体の交流が図られたことから、今後も新たな交流人口・関係人口の拡大に向け、地域間交流を発展させる必要があります。

- 今後、災害等の際には広域連携による施策展開が不可欠であり、広域的な連携に取り組む必要があります。
- 国内だけでなく、インバウンド観光の推進を視野に、国際化への対応も検討する必要があります。
- 移住・定住を促進するために、様々な移住者向けの体験メニューの構築、空き家バンク制度の設立を早急に取り組む必要があります。

## 基本方針

❶移住・定住促進は、当町にとって最も重要な施策であり、すべての施策と連携して、人を呼び込むまちづくりに取り組みます。また、地域外に住んでいても当町の活性化に貢献できる関係人口の拡大にも取り組みます。

❷移住体験住宅を活かした体験型移住体験メニューを創出します。

❸国際交流強化に向け、外国人の地域おこし協力隊採用の検討、休止となっている江差国際交流協会の復活に取り組みます。

❹石川県珠洲市との友好都市提携 20 年（平成 30 年（2018））を機に、更なる交流の推進に取り組みます。

❺同名自治体連携事業は「互いに尊重し､高め合う関係から生まれる地域の力」を目的に、知名度の向上はもとより、地域と地域を結ぶローカル経済交流の形成、観光や産業の振興等、地域間交流の活性化に取り組みます。

❻移住・定住を視野に当町の魅力や各種の施策を町外に発信することを目的としたシティプロモーションの取り組みを推進します。

❼都市部の企業機能の分散化と働き方改革等の施策を活用し、当町におけるテレワークのあり方を検討します。

## 具体的な施策

### ●重点施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 移住・定住対策<br>（住環境整備等） | ■移住・定住を含めた若者交流の推進<br>■空き家・空き店舗バンク登録制度の適切な運用<br>■未利用町有地の有効活用<br>■シティプロモーションの推進<br>■テレワークの検討<br>■住宅長寿命化対策の推進 |

### ■継続施策

| 施　策　名 | 主　な　事　業 |
|---|---|
| 友好都市との交流の推進 | ■友好都市「石川県珠洲市」との交流の推進 |
| 同名自治体連携の推進 | ■新たな交流人口拡大に向けた地域間交流の推進 |
| 文化を通じた交流の推進 | ■江差追分支部自治体との交流の推進 |
| 国際交流の推進 | ■国際社会に対応した地域づくり |
| 地域の活性化につながる交流の推進 | ■交流イベントの充実<br>■関係人口の拡大につながる交流の推進<br>■地域おこし協力隊配置による地域活性化及び移住・定住推進 |